

令和8年度版

入園のしおり



豊田市立住吉こども園

豊田市住吉町1-6-3

電話 (0565) 52-3807

FAX (0565) 52-6958

このしおりには、園生活に必要な事項が載っています。1年間保管をしていただき、必要な時にご活用ください。

も く じ

| | | |
|--------------------------|-------|-------|
| 1 教育及び保育の基本理念 | ----- | P. 2 |
| 2 めざすこども像・教育及び保育目標 | ----- | P. 2 |
| 3 令和8年度 園運営について | ----- | P. 3 |
| 4 保育時間 | ----- | P. 4 |
| 5 一日の保育内容 | ----- | P. 5 |
| 6 食事とおやつ・食物アレルギー対応について | ----- | P. 5 |
| 7 行事について | ----- | P. 8 |
| 8 健康管理 | ----- | P. 9 |
| 9 家庭の協力 | ----- | P. 14 |
| 10 災害等の発生が予測される場合の登降園等 | ----- | P. 17 |
| 11 保育料等 | ----- | P. 18 |
| 12 状況が変わった場合の手續について | ----- | P. 25 |
| 13 保育支援アプリ(コドモン・エンペイ)の利用 | ----- | P. 26 |
| こども園等一覧表 | ----- | P. 27 |
| 14 入園前の諸準備(乳児・幼児) | | |

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

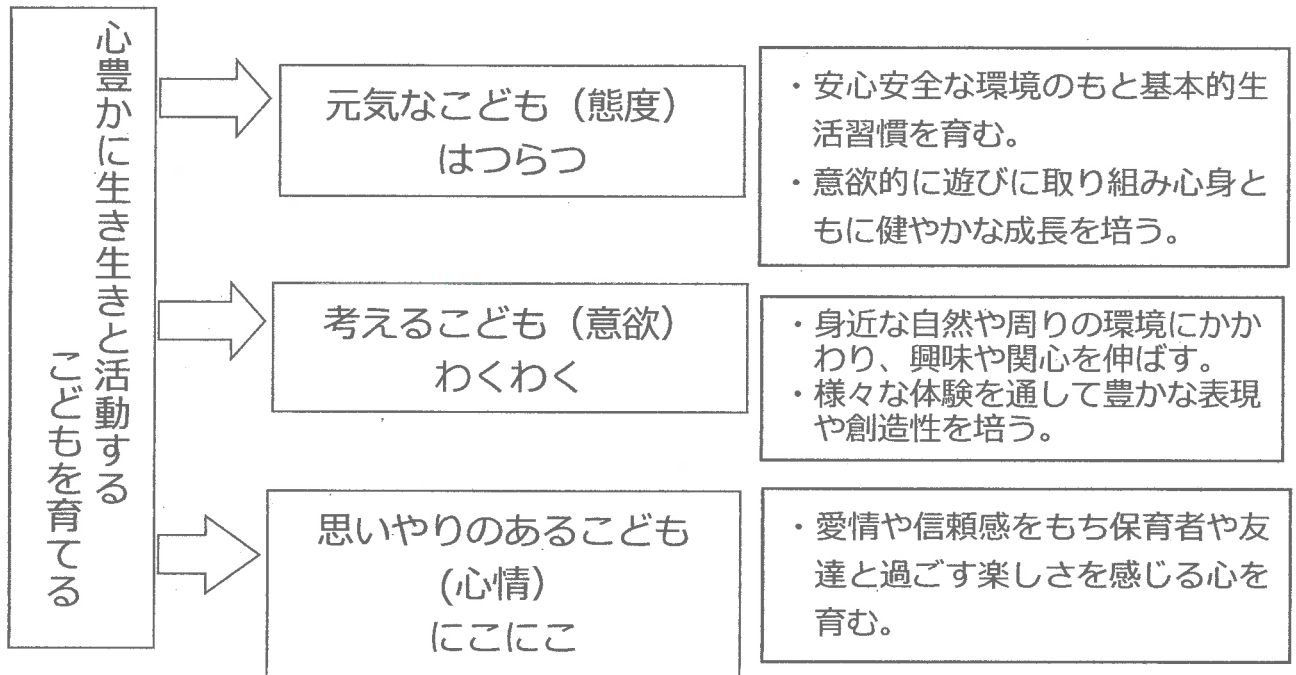
- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する
- ・ 共に生活する中で、一人一人の個人差や多様性を認め、尊重する心を育てる

3 令和8年度 園運営について

(1) 住吉こども園 園目標

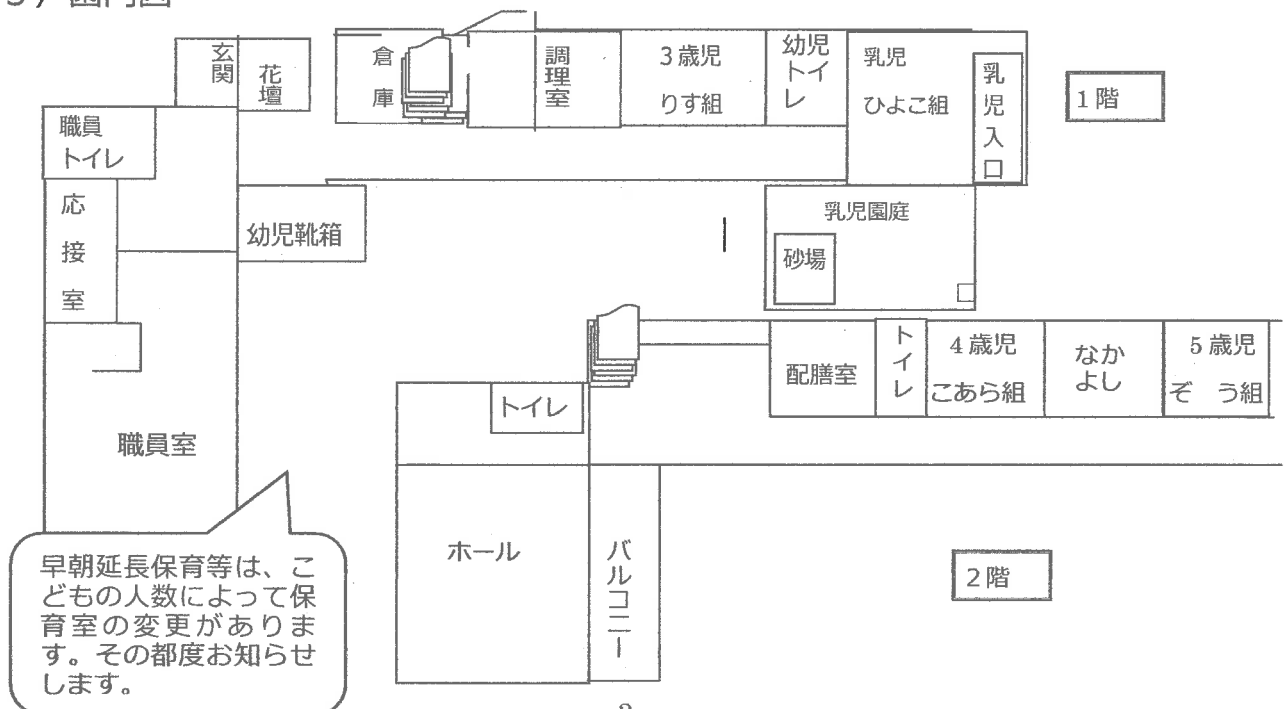


(2) クラス編成・クラスカラー

| 学齢 | クラス名 | 在籍 | クラスカラー |
|-------------|------|-----|-----------------|
| 5歳児(年長) | ぞう組 | 20名 | 青 |
| 4歳児(年中) | こあら組 | 22名 | 黄緑 |
| 3歳児(年少) | りす組 | 12名 | 赤 |
| 0・1・2歳児(乳児) | ひよこ組 | 20名 | 黄 (カラー帽子はありません) |

※在籍人数はR8.1現在のものです。変更がある場合があります。

(3) 園内図



4 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。**基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）**です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

住吉こども園は、午前7時30分から午後6時まで(月曜日から土曜日まで)です。

◇早朝・延長・土曜日保育、春季・夏季休業保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

- 早朝・延長・土曜日保育、春季・夏季休業保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。
- 早朝・延長・土曜日保育、春季・夏季休業保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。変更については、園にご相談ください。
- 家庭での親子のふれあいがこどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です(春季・夏季休業保育はご利用できません)

★慣らし保育について

入園当初か、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております(慣らし保育)入園日から平日5日間になります。ご協力をお願いします。

★決められた保育時間を守りましょう

申請時間は、保護者の方が園に到着する時間ではありません。申請時間内に持ち物の支度をしてお子さんの引き渡し完了するようにゆとりをもって、仕事が終わられたら速やかにお子さんを迎えに来てください。また、登園についても、お子さんを気持ちよく送り出すことができるようにゆとりをもって、登園をお願いします。申請時間前にお預かりすることはできませんので、申請時間になってから預けるようにお願いします。

★お迎え時間に変更がある場合は、連絡をしましょう

迎えの時間が申請時間と変更がある、やむを得ない事情で申請時間に間に合わない、などありましたら、コドモンにを入力をしてください。また急な変更は園に電話をしてください。連絡の方以外に、引き渡しはできません。

★登降園は、保育担当と挨拶をしましょう(早朝・延長・土曜日保育)

早朝・延長・土曜日保育利用時は、登園、降園ともに保育室まで送迎をお願いします。登園したこと、降園することを保育担当の保育師に声をかけていただき、連絡事項などありましたらお伝えください。連絡事項は、コドモンにに入力していただくことより確実に伝わります。

5 一日の保育内容

※こどもの姿や学齢、活動によって時間が前後することがあります。

| 乳児（3歳未満児） | 時 間 | 幼児（3歳以上児） |
|------------|-------|----------------|
| 早朝保育 | 7：30 | 早朝保育 |
| 登 園 | 8：30 | 登 園 |
| ・検温、持ち物の始末 | 9：00 | ・持ち物の始末 |
| おやつ | | 遊び、活動 |
| 遊び、生活 | | |
| 昼 食 | | |
| 昼 寝(年間実施) | 12：00 | 昼 食 |
| | 13：00 | 遊び |
| | | 昼寝 |
| | | 3歳児：4月～1月上旬 |
| | | 4.5歳児：夏季休業保育の間 |
| | | 土曜日保育：年間、全年齢 |
| お や つ | 14：00 | |
| 降 園 | 15：00 | 降 園 |
| 延長保育最終降園 | 18：00 | 延長保育最終降園 |

6 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びをもてるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとしたりする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。また、給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるように、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生(ピーナッツ)、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましよう

食物アレルギーと間違しやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

7 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

※現在（R8.2）の予定です。変更がある場合があります。ご了承ください。

※年間行事の詳細については、コドモンや随時発行のおたよりを御覧ください。

※○印が保護者の方の参加行事です。希望と書いてあるものは、希望者のみです。

| 月 | 行事名 | 月 | 行事名 |
|-----|--|-----|--|
| 4月 | 10日○入園式（新3・4歳児） 進級式（在園4.5歳児） 24日 こいのぼり運動会 28日 六所山野外体験学習（5歳児） | 10月 | 8日 こども運動会（幼児） 16日○運動会（幼児） 20日○運動会予備日（幼児） 29日 徒歩遠足（幼児） |
| 5月 | 28日○保育参加（幼児） クラス懇談会（全学年） | 11月 | |
| 6月 | 2日～プール開き 11日 防サイ君（4.5歳児） 18日 ボールクリニック（5歳児） | 12月 | 1日 こども発表会（4.5歳児） 9日○祖父母発表会（4・5歳児） 11日○生活発表会（4・5歳児） 17日 もちつき 22日 お楽しみ会 |
| 7月 | 7日 セタ会 8日～14日○希望個別懇談会 （4.5歳児） 10日～14日○希望個別懇談会 （3歳児） | 1月 | 7日 おめでとうの日 8日 鏡開き 13日～19日○個別懇談会（4.5歳児） 15日～19日○個別懇談会（3歳児） 29日○保育参加（乳児） |
| 8月 | | 2月 | 3日 豆まき 9日○保育参加 （幼児・お話ごっこ3歳児） 10日 交通安全学習センター （4・5歳児） 18日○入園説明会 （新入園児・在園2歳児） 26日 おこしものづくり |
| 9月 | 18日 プール納め（幼児） | 3月 | 3日 ひなまつり会 5日 お別れ散歩 23日○卒園式（5歳児）・修了式 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診（年1回）・尿検査（年1回）・内科健診（年2回）・視力検査（4.5歳児） ・身体測定【幼児：年2回、誕生月 乳児：毎月】 ※幼児の年2回の測定と乳児の毎月の測定は、コドモンに入力します。 ・地域交流活動 【野菜ひろばさん、芋ほり、ブドウ狩り、コスモスの種取、絵本の読み聞かせなど】 ・食育活動【カレーパーティー、野菜栽培、クッキングなど】 ・子育て講座・動物の触れ合い（隔年）等 | | |
| 毎月 | 誕生会（幼児）※乳児・3歳児は個別で誕生会を行います 交通安全指導・避難訓練（不審者訓練含む） | | |

8 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合ってこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。
- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので汗を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる ●元気がなく、食欲がない ●熱がある
- ぐったりしている ●下痢、嘔吐がある ●痛がる
- 湿疹などのブツブツがある ●朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※**こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。**

園で過ごす間、お子さんの体調不良にいち早く気づくことができるように、お子さんの健康状態をできるだけ把握したいと思います。

※家庭や休み中の様子などいつもと違う様子がありましたら園にお知らせください。

※家庭で風邪薬など服薬しているときには、園にお知らせください。

※登園前に検温をして、お子さんの健康状態の把握をお願いします。コドモンに入力してください。(幼児)

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等を行いません。

- ①保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ②受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ③上記が共にできない場合は、園に相談してください。園での与薬は、事前に書類の提出が必要です。(飲み薬、塗り薬などすべて)職員室でお預かりになります。

・**医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。**

・誤飲などの防止のため、お子さんが薬を自分で飲んだり、塗ったりすることはできません。カバンに入れて持たせることはしないでください。(リップクリーム、ハンドクリーム、日焼け止めなども同じです)

・**咳止め、虫よけ等のテープ類の使用について**

こどもの誤飲等の事故を防ぐため、テープ類の使用は控えたいと思います。医師の指示により咳止めテープの使用が必要な場合は、担任までご相談ください。保育中、はがれてしまった場合には、貼りなおすことはできませんのでご了承ください。

テープ類が貼ってある場合は、水遊びはできません。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel.80-1633
ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町 1丁目 58 番地 1 Tel.43-5082
ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院
のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配付する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、園での健康診断とは内容が異なりますので、市から届く通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。受診の際、現在通園していることを伝えていただき、感染症が流行しているときには、そのことを医師に伝えてください。

お子さんがゆったりと体を休め、体調を取り戻すことができるように早めのお迎えをお願いします。また、園は集団で過ごす場となります。感染症蔓延防止のために御協力をお願いします。次ページの表を参考に、お子さんの様子をよく見ていただいて登園の判断をしてください。

園でけがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いします場合があります。場合によっては、救急車の要請をする場合があります。

園からの連絡と登園の目安 ★保育所における感染症対策ガイドライン(こども家庭庁)より
 ※お子さんの様子で登園を迷われるときなどの参考にしてください。

発熱の場合

| こんな時には園から連絡をします | 登園を控えることが望ましい様子 |
|---|--|
| ○降園体温以上の発熱がある。 ○警告体温で以下の様子がある。 ・元気がなく機嫌が悪いとき ・咳で眠れず目覚めるとき ・排尿回数が減っているとき ・食欲なく水分が摂れないとき | ○24 時間以内に 38℃以上の熱が出た場合や又は解熱剤を使用しているとき ○朝から 37.5℃（または警告体温）を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。 |

※園では、発熱をクラスで確認した後、水分を取り職員室で安静にしながら再度実測計で検温をしています。

下痢の場合

| こんな時には園から連絡をします | 登園を控えることが望ましい様子 |
|--|---|
| ○食事や水分を摂ると刺激で下痢をするとき ○腹痛を伴う下痢があるとき ○水様便が複数回（2 回以上）みられるとき | ○24 時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられるとき ○朝に排尿がない、機嫌が悪く元気がない |

嘔吐の時

| こんな時には園から連絡をします | 登園を控えることが望ましい様子 |
|---|--|
| ○複数回(2 回以上)の嘔吐があり、水を飲んでも吐くとき ○元気がなく顔色が悪いとき ○吐き気が止まらないとき ○腹痛を伴う嘔吐があるとき ○下痢を伴う嘔吐があるとき | ○24 時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられるとき ○食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられるとき |

咳の時

| こんな時には園から連絡をします | 登園を控えることが望ましい様子 |
|--|---|
| ○咳がひどく眠れないとき ○ゼイゼイ、ヒューヒュー音があるとき ○少し動いただけでも咳が出るとき ○咳とともに嘔吐が複数回あるとき | ○夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。 |

発しんの時

| こんな時には園から連絡をします | 登園を控えることが望ましい様子 |
|-------------------------------------|--|
| ○発しんが時間とともに増えたとき ○食物摂取後に発しんが出た場合 | ○発熱とともに発しんのある場合。 ○感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された場合。 ○口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合。 ○発しんが顔面等にあり、患部を覆えない場合 ○浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合。 ○かゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合 |

※そのほかにも「食事や水分がとれない」「いくつかの症状が重なっている」「いつもと様子が違う」「地域の感染症の流行状況から判断した場合」などご連絡することがあります。

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則18・19条）。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります（下表1のとおり）。受診の際には、園に通っていることを伝えて、登園可能かどうかを確認し、園にお知らせください。証明の提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

・豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、市で負担します。

○豊田加茂医師会加盟医療機関（豊田加茂医師会ホームページ）

医療機関については、以下のアドレスまたはQRコードから確認してください。

<https://www.toyotakamoishikai.or.jp/search/>



（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。
- ⑦ 園児の送迎をされる方（兄弟児も含む）が感染症にかかっているときには、その方たちの保育室への入室はご遠慮ください。園児の送迎については、園にご相談ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症（R7.10時点）

| 治ゆ証明書が必要な感染症 | 登園停止期間の基準 |
|---|---|
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24時間が経過するまで |

※以下のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、治癒証明書は不要ですが、感染拡大防止のため、園に連絡をして登園停止期間の基準(下記表)を確認し、期間が過ぎてから登園するようにしてください。

| 感染症名 | 登園停止期間の基準 |
|--------------|----------------------------------|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |

※その他の感染症（伝染性紅斑（りんご病）、とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等）についても、治癒証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。園にご相談ください。

（10） 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

9 家庭の協力

（1） 登降園について

① 9:00 までに登園しましょう

遊びだしたり、おやつを食べたり（乳児）気持ちよく1日がスタートできるように9:00までに登園しましょう。

② 登降園時の送迎の事故防止のお願い

保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。必ずお子さんと手をつないで一緒に歩きましょう。また、駐車場では遊ばないようにしましょう。こどもが園外に出ていく危険があります。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。

③ 降園時は、速やかに帰りましょう

延長保育の利用や事故防止のため、園庭で遊ばないで速やかに帰りましょう。延長保育の降園も、見守りの大人が少なくなったり、暗くなったりして危険です。お迎えにみえたら、速やかに帰りましょう。

（2） 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

(4) その他のお願い

①引き渡しカードおよび緊急連絡票について

こどもの急病など緊急時の連絡は「引き渡しカードおよび緊急連絡票」に沿って連絡をします。連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。

緊急連絡票の内容に変更がある場合は、必ず連絡票の書き換えを行ってください。（携帯番号、住所、職場、連絡の順番、裏面の既往症など変更があったときには速やかにお知らせください）家庭控えは、災害時にお子さんを引き渡すときに使います。ご家族の皆さんで共有できるようにしてください。

②住所、勤務先の変更等について

住所、勤務先の変更、家族の人員に異動（結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など）、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。

③担任の呼び出しについて

保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。保育時間中に用事などで来園された時には職員室へお声がけください。

④こども同士の思いのぶつかり合いになったとき

園では、こども達が十分自分の思いを出し、安心して過ごすことができるように努めています。その際、こども同士で思いのすれ違いがあることがあります。そういった時には、双方の思いを受け止めていくように心がけています。言葉などで伝えられず手が出してしまったなどの時には、その状況や経緯、園の対応を双方の保護者の方にお伝えします。お子さんについて、また保育の内容についてお気づきのことがありましたら、園にお気軽にご相談ください。御家庭と連携を図りながら、お子さんの育ちを支えていきたいと思っております。

⑤退園される場合について

原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

⑥忘れ物について

忘れ物があった場合は、原則園から連絡はしません。気づいた時には、園へ連絡をするか、または職員室にお声がけをしてください。汚れ物の忘れ物などは、園からご連絡して取りに来ていただく場合があります。忘れ物がないように降園時にお子さん確認していただくと安心です。

⑦保育中の撮影について

個人情報の観点から以下のようにご協力をお願いします。

◎通常の保育中の撮影は、控えてください。

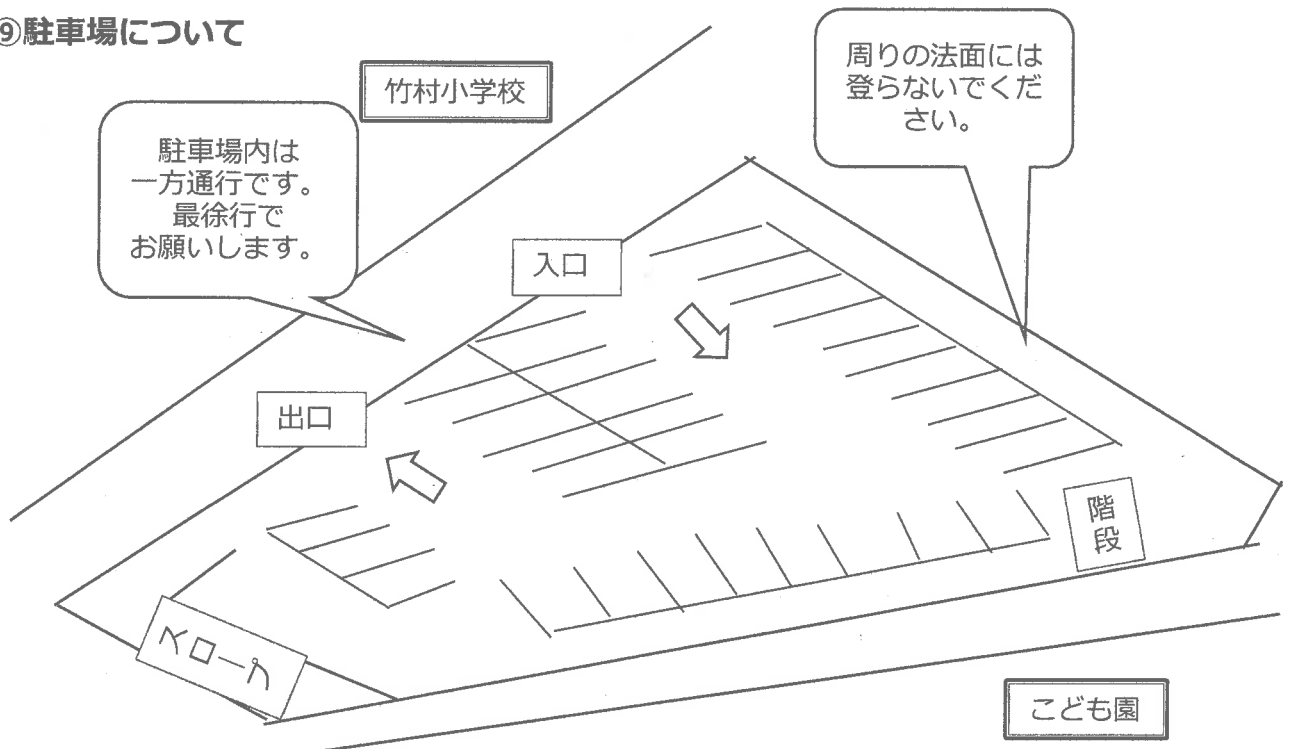
こども達が安心安全な園生活を送ることができるようにご協力をお願いします。

◎行事等で撮影された写真、動画については、他のお子さんも映っていることがあります。SNSなどに投稿することはご遠慮ください。また、ご家族の方と共有される際には、そのようにお伝えください。

⑧雑巾について

園では、感染防止や衛生管理のための消毒や保育の活動に必要な時に、雑巾を使っています。御家庭に未使用の雑巾やタオルで不要なものがありましたら、お知らせください。年間受け付けています。

⑨駐車場について



駐車場周辺は、車の出入りがあり大変危険です。こども達を危険から守りましょう。

- ★駐車時は、エンジンを止めて、車内に貴重品やお子さんを残さないようにしましょう。(こども園をねらった車上ねらいは多いです)
- ★車からは、親が先に降り、お子さんだけで降りることのないようにしましょう。
- ★駐車場内では、遊ぶことのないようにしましょう。
- ★こどもだけで動くことのないように、必ず手をつなぎましょう。

門の施錠について

- ★こどもだけで出ていくことがないように門を施錠しています。開け閉めは、必ず大人の方でしていただき施錠をしてください。
- ★通常保育時間の登降園時、門に職員が立哨しています。こどもや保護者、保育の対応などで立哨ができないことがあります。御了承ください。

10 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めておりますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

| | |
|-------------------------------|--------|
| 豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。 | 住吉こども園 |
| ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区） | |
| ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区） | |

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

11 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

| | |
|------------|---------------------------------------|
| 【A】基本保育時間 | 午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日） |
| 【B】早朝保育時間 | 実施している園もあります。 |
| 【C】延長保育時間 | 実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園等一覧を参照してください。 |
| 【D】土曜日保育時間 | |

| | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------|-------|------------------------|-------|-------|-------|
| 7:30 | 8:30 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 |
| 早朝 保育 時間 【B】 | 基本保育時間【A】（月～金曜日） | | 延長保育時間【C】 | | | |
| | 月額料金は市民税所得割額等による | | 月額 | | | |
| 月額 1,000 円 | 土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 | | → (16:00まで) 1,000円 | | | |
| | ※一部の園は正午まで | | → (17:00まで) 2,000円 | | | |
| ← | 月額1,600円（正午までの園は800円） | | → → (18:00まで) 3,000円 | | | |
| | | | → → → (19:00まで) 4,000円 | | | |

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

| 階層 | 市民税所得割額 | 0～2歳児 | 3～5歳児 |
|---------|------------|---------|-------|
| A | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| B01・B91 | 市民税非課税 | | |
| C01・C91 | 48,600円未満 | | |
| C02・C92 | 57,700円未満 | | |
| C03・C93 | 77,101円未満 | | |
| D01 | 97,000円未満 | 12,000円 | |
| D02 | 169,000円未満 | 15,000円 | |
| D03 | 301,000円未満 | 32,000円 | |
| D04 | 301,000円以上 | 37,000円 | |

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

| | 0～2 歳児（D階層のみ） | ・ 0～2 歳児 （A～C階層） ・ 3～5 歳児 |
|---------------|---|---------------------------------|
| 【B】 早朝保育料 | 月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算 | 0 円 |
| 【C】 延長保育料 | 1 時間ごとに月額 1,000 円を加算 | |
| 【D】 土曜日保育料 | 月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算 | |

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

| | |
|----------|---|
| ア 父 | |
| イ 母 | |
| ウ 家計の主宰者 | 父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方 |

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減** ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
 多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

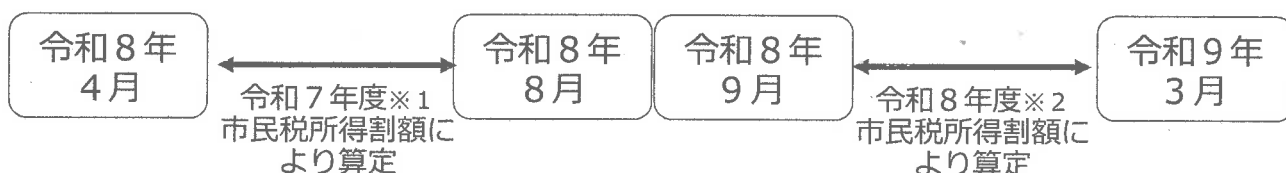
生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

| | 階層 | 基本保育料 | 延長保育料等 |
|-------|--------|-------|--------|
| 第1子 | D01 以上 | 軽減なし | 軽減なし |
| 第2子以降 | D01 以上 | 0円 | 0円 |

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。
 毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和8年度市民税所得割額とは令和7年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

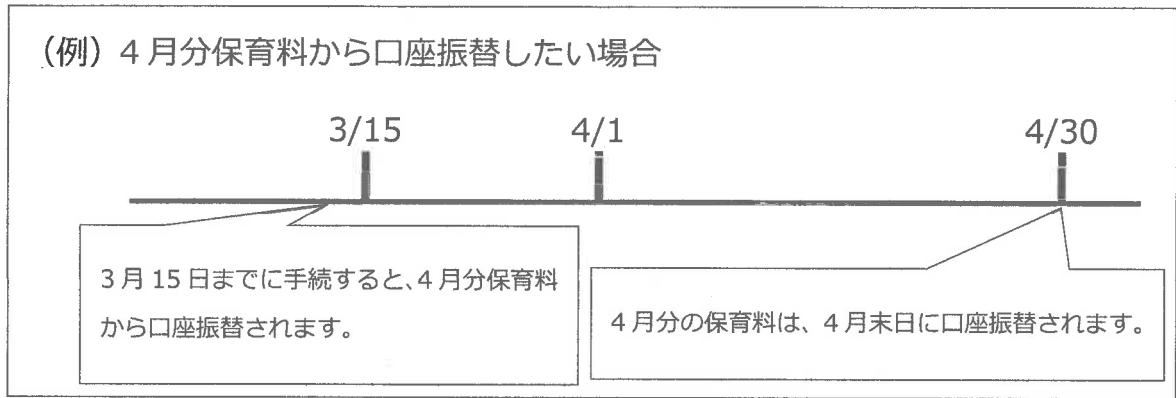
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和8年度の振替日は以下のとおりです。

| 月分 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 |
|----|------|-----|------|------|------|------|------|-------|-------|-----|-----|------|
| 日付 | 4/30 | 6/1 | 6/30 | 7/31 | 8/31 | 9/30 | 11/2 | 11/30 | 12/25 | 2/1 | 3/1 | 3/31 |

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

| 区分 | 利用しない期間 | 各月の基本保育料 | |
|------|-------------|----------|-------------|
| 春季休業 | 卒園式※翌日～3/31 | 3月 | 基本保育料×16/25 |
| | 4/1～入園式※前日 | 4月 | 基本保育料×16/25 |
| 夏季休業 | 7/21～7/31 | 7月 | 基本保育料×16/25 |
| | 8/1～8/31 | 8月 | 0円 |

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用(保育料以外にかかる費用)

以下の支払については、「12 保育支援アプリ(コドモン・エンペイ)の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度(日本スポーツ振興センター)

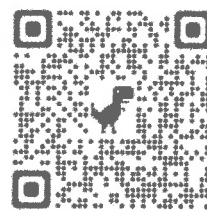
万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金(保護者負担額)は年額240円又は200円です。(園によって異なります。)

※上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料(保護者負担額)は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページを御参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。
詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等
給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。
児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管（へき地保育所：上鷹見等6園を除く）

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化(参考)

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

| 分類 | 対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象) | 保育要件あり ※1 (共働き等) | | 保育要件なし (専業主婦(夫)等) | |
|----|--|---------------------|----------------|----------------------|----------------|
| | | 利用料 | 在籍園での 預かり保育 | 利用料 | 在籍園での 預かり保育 |
| ① | 私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里、ひらしば | ○ ※2 | ○上限あり ※3 | ○ ※2 | × |
| ② | 私立幼稚園 ①以外の幼稚園 | ○上限あり ※2,4 | ○上限あり ※3 | ○上限あり ※2,4 | × |
| ③ | 認定こども園 | ○ 延長も対象 | ○上限あり ※3 | ○ ※2 | × |
| ④ | こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所 | ○ 延長も対象 | | ○ | |
| ⑤ | 企業主導型保育施設 | ○ | | × | |
| ⑥ | 認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ） | ○上限あり ※5 | | × | |
| ⑦ | 障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く) | ○ 分類①から⑥との併用可 | | | |

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月60時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月60時間以上）、通園・通学の付き添い（月60時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月1.13万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月1.63万円まで。

※4 月2.57万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月3.7万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月4.2万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

12 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

| 状況 | 教育・保育給付認定変更申請書 | 要件証明書 | 時間外変更申請書等 | 退園届 | 備考 |
|--|----------------|-------|-----------|-----|--|
| 離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合 | ○ | - | - | - | 【期限】 変更になった翌月1日 |
| 市外へ転出する場合 | - | - | - | ○ | 【期限】 退園日の15日前 |
| ・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合 | ○ | - | - | - | 【期限】 変更になった翌月1日 |
| 入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等 | ○ | ○ | - | - | 新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要 |
| 就労証明書等の内容を変更する場合 | ○ | ○ | - | - | 就労時間・育休期間等全項目の変更に必要 |
| 早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し | - | ○ | ○ | - | 【期限】 利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり |

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

13 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

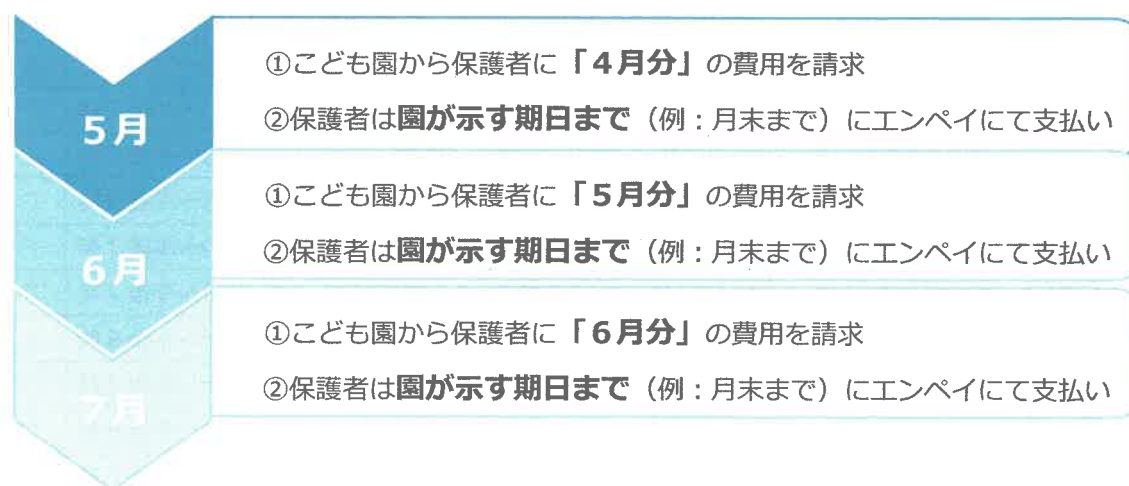
| | 機能名 | 使用用途 |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 登降園管理 | 登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。 |
| 2 | 給食申請 | 給食を申請する際に使用します。 |
| 3 | お知らせの配信 | 園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。 |
| 4 | アンケート機能 | 保護者向けにアンケートを行う際に使用します。 |
| 5 | 行事予定 | 各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。 |

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



こども園等一覧（地区別五十音順）

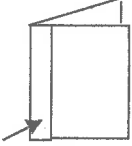
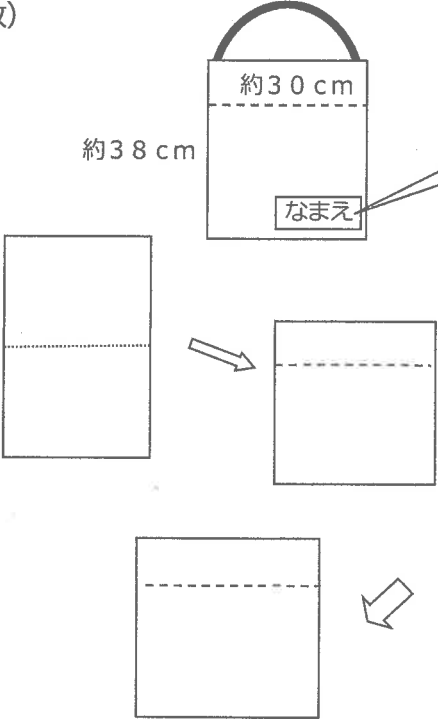
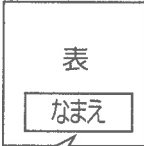
| 地区 | No | 園名 | 所在地 | 電話 (0565) | 受入れが可能な学齢 | 入園要件 が必要な学齢 | 保育時間 | 土曜日 保育実施 | 春・夏季 休業保育実施 | 認可等 |
|----|----|--------|--------------|--------------|------------|----------------|--------------------|-------------|----------------|------|
| 豊田 | 1 | 朝日 | 日南町 5-15-2 | 32-2212 | 3-5 歳児 | 3 歳児 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 | — | ○ | 公幼 |
| | 2 | 五ヶ丘大和 | 五ヶ丘 2-19-1 | 88-1237 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(幼) |
| | 3 | 井上 | 井上町 9-60-1 | 45-5010 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(幼) |
| | 4 | 伊保 | 保見町権堂坊 28 | 48-8188 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 5 | いぼばら | 大清水町南岬 1-280 | 31-3340 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 私保 |
| | 6 | 今 | 今町 7-50-2 | 28-2285 | 3-5 歳児 | 3 歳児 | 午前 8 時 ～午後 4 時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| | 7 | うねべ | 畝部西町伊勢神 1-1 | 21-0405 | 6 か月-5 歳児 | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 8 | 梅坪 | 梅坪町 1-14-1 | 32-2057 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 9 | 永新 | 永覚新町 5-193 | 29-0732 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 10 | 大畑 | 篠原町片坂 40-6 | 48-8288 | 3-5 歳児 | — | 午前 8 時 ～午後 4 時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| | 11 | 大林 | 大林町 14-11-13 | 28-0012 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 12 | 上郷 | 上郷町郷下 15 | 21-1830 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 13 | 上鷹見 | 上高町古白 344-2 | 41-2219 | 3-5 歳児 | — | 午前 8 時 ～午後 4 時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| | 14 | 物入ウスとた | 西町 1-76 | 36-5025 | 6 か月-2 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 小規模 |
| | 15 | 越戸 | 越戸町松葉 52-2 | 45-1073 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 16 | こじま | 金谷町 7-30 | 32-2281 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 17 | 駒場 | 駒場町新生 69 | 57-2413 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 18 | 拳母 | 拳母町 5-58 | 32-0199 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 19 | 拳母ルーテル | 桜町 1-79 | 32-1764 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(幼) |
| | 20 | 浄光 | 宮町 3-64 | 32-3635 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 私保 |
| | 21 | 浄水ひかり | 浄水町 1-43-2 | 63-5680 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 22 | 浄水松元 | 浄水町 1-43-3 | 45-6884 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(幼) |
| | 23 | 寿恵野 | 鴛鴦町畔畑 227 | 28-2403 | 6 か月-5 歳児 | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 24 | 住吉 | 住吉町 1-6-3 | 52-3807 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 25 | 青松 | 朝日ヶ丘 6-41 | 34-0065 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 26 | 第二いぼばら | 大清水町原山 108-7 | 85-0160 | 6 か月-2 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 私保 |
| | 27 | 第二青松 | 朝日ヶ丘 6-45 | 35-0015 | 6 か月-2 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 28 | 第二わかば | 若林東町上り戸 13-3 | 41-7830 | 6 か月-2 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 私保 |
| | 29 | たかね | 和会町鳥手 167 | 21-0404 | 6 か月-5 歳児 | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 30 | 高橋 | 水間町 4-155-1 | 88-8088 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 31 | たかはら | 高原町 5-73-2 | 34-5141 | 6 か月-2 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 私保 |
| | 32 | 高美 | 若林西町長根 64 | 52-3706 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 33 | 竹村 | 中町経塚 4 | 52-8508 | 6 か月-5 歳児 | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 34 | 中央 | 四郷町山畑 78-2 | 45-0066 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 私保 |
| | 35 | 堤 | 本田町本田 1 | 52-3053 | 6 か月-5 歳児 | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 36 | 堤ヶ丘 | 堤町道仙 65 | 52-0166 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 37 | 寺部 | 上野町 1-173 | 80-2194 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 38 | 東海 | 神池町 2-1236 | 88-0599 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 39 | 童子山 | 小坂町 16-51 | 32-3566 | 4-5 歳児 | — | 午前 8 時 30 分～午後 3 時 | — | — | 公幼 |
| | 40 | 透成 | 西広瀬町清水 30 | 41-2550 | 3-5 歳児 | — | 午前 8 時 ～午後 4 時 | 正午まで | ○ | 公保 |


| 地区 | No | 園名 | 所在地 | 電話 (0565) | 受入れが可能な学齢 | 入園要件が必要な学齢 | 保育時間 | 土曜日 保育実施 | 春・夏季 休業保育実施 | 認可等 |
|----|-------|-------------------|---------------|--------------|------------|--------------------|--------------------|--------------|----------------|------|
| 豊田 | 41 | 渡 刈 | 渡刈町 3-98 | 28-8300 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 42 | トヨタ | 水源町 1-1-1 | 28-2198 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 43 | 豊田聖霊 | 聖心町 4-10-6 | 28-2178 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(幼) |
| | 44 | 豊田大和キッズ | 今町 1-6-2 | 27-5678 | 6 か月-2 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 私保 |
| | 45 | 豊田東丘 | 宝来町 4-758-274 | 89-7570 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(幼) |
| | 46 | ナースリハウス | 平芝町 2-2-5 | 77-6406 | 4 か月-2 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 小規模 |
| | 47 | 中 金 | 城見町須田口 6 | 41-2238 | 3-5 歳児 | — | 午前 8 時 ～午後 4 時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| | 48 | 中根山 | 高岡本町双葉 60 | 52-3029 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 49 | 名古屋柳城短期 大学附属豊田 | 市木町 3-19-7 | 80-0198 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(幼) |
| | 50 | 根 川 | 下林町 7-41 | 32-1082 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 51 | 野 見 | 美里 5-19 | 80-0650 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 52 | 林 丘 | 大林町 10-15-2 | 28-1074 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | 午後 6 時 まで | ○ | 認(幼) |
| | 53 | 東広瀬 | 東広瀬町蔵屋敷 19-1 | 41-2112 | 6 か月-5 歳児 | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 54 | 東保見 | 保見ヶ丘 4-6-1 | 48-2221 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 55 | 東 山 | 渋谷町 3-978-36 | 80-6074 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 56 | ひかり | 矢並町大坪 901-2 | 80-2280 | 3-5 歳児 | — | 午前 8 時 ～午後 4 時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| | 57 | ひなたぼっこ | 若宮町 2-70 | 34-5008 | 6 か月-2 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 事業所 |
| | 58 | 平 井 | 百々町 4-20 | 80-2193 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 59 | 平 山 | 平山町 1-10-1 | 28-6187 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 60 | 広 沢 | 舞木町焼山 1102-23 | 44-0288 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 61 | 藤 藪 | 豊栄町 3-120 | 28-4717 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 62 | 保見ヶ丘 | 保見ヶ丘 5-1-1 | 48-1500 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(幼) |
| | 63 | 本 地 | 本地町 2-51-1 | 27-2662 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 64 | 益 富 | 志賀町箕平 77-1 | 80-0365 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 65 | 松 平 | 九久平町築場 52 | 58-0070 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 66 | 丸 山 | 丸山町 3-30 | 28-0744 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 67 | みずほ | 瑞穂町 2-5 | 32-7380 | 4 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) |
| | 68 | 御 船 | 御船町山屋敷 78-30 | 45-1215 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 69 | 宮 口 | 宮口町 2-50 | 32-6727 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 |
| 70 | 美 山 | 美山町 4-47-1 | 41-8812 | 6 か月-2 歳児※ | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(幼) | |
| 71 | みるみる園 | 京町 4-3-9 | 31-5875 | 6 か月-2 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 事業所 | |
| 72 | 美 和 | 百々町 9-43 | 88-2230 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 | |
| 73 | 杜のひかり | 大清水町大清水 100-1 | 45-9966 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) | |
| 74 | 山之手 | 山之手 1-78-1 | 28-1101 | 4-5 歳児 | — | 午前 8 時 30 分～午後 3 時 | — | — | 公幼 | |
| 75 | 竜 神 | 竜神町神田 60 | 28-8200 | 6 か月-5 歳児 | 0-2 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 認(こ) | |
| 76 | 若 園 | 中根町永池 192-18 | 52-3820 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 公保 | |
| 77 | わかば | 若林東町上外根 86-2 | 52-1838 | 4 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 | ○ | ○ | 私保 | |
| 78 | 若 林 | 若林東町東山 47-1 | 52-8350 | 6 か月-5 歳児 | 0-3 歳児 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 | |
| 79 | 若 宮 | 若宮町 6-2-5 | 32-3200 | 6 か月-5 歳児 | 全学齢 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 | ○ | ○ | 公保 | |

| 地区 | No | 園名 | 所在地 | 電話 (0565) | 受入れが可能な学齢 | 入園要件 が必要な学齢 | 保育時間 | 土曜日 保育実施 | 春・夏季 休業保育 実施 | 認可等 |
|----|----|-------|---------------|--------------|-----------|----------------|--------------|-------------|--------------------|------|
| 藤岡 | 80 | 飯野 | 藤岡飯野町出口 1122 | 76-2667 | 5か月-5歳児 | 全学齢 | 午前7時30分～午後7時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 81 | 石畳 | 白川町大根 1271-1 | 76-1998 | 6か月-5歳児 | 0-3歳児 | 午前7時30分～午後6時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 82 | 木瀬 | 木瀬町浜居場 248-1 | 76-1765 | 3-5歳児 | — | 午前8時～午後4時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| | 83 | 中山 | 西中山町蔵屋敷 136-1 | 76-4436 | 6か月-5歳児 | 0-3歳児 | 午前7時30分～午後7時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 84 | 中山松元 | 西中山町後田 93-6 | 76-3033 | 6か月-2歳児※ | 0-2歳児 | 午前7時30分～午後7時 | ○ | ○ | 認(幼) |
| 小原 | 85 | 大草 | 小原町北洞 268-2 | 65-2045 | 6か月-5歳児 | 0-2歳児 | 午前7時30分～午後6時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 86 | 道慈 | 乙ヶ林町下立 122-1 | 65-2733 | 3-5歳児 | — | 午前8時～午後4時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| 足助 | 87 | 足助もみじ | 岩神町築瀬 25-1 | 62-0685 | 6か月-5歳児 | 0-2歳児 | 午前7時30分～午後7時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 88 | 大蔵 | 大蔵町本城 13-1 | | 3-5歳児 | — | 午前8時～午後4時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| | 89 | 則定 | 則定町前田 5 | 63-2051 | 3-5歳児 | — | 午前8時～午後4時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| | 90 | 冷田 | 冷田町上冷田 38 | 63-2310 | 3-5歳児 | — | 午前8時～午後4時 | 正午まで | ○ | 公保 |
| 下山 | 91 | 大沼 | 大沼町船橋 21 | 90-3021 | 6か月-5歳児 | 0-2歳児 | 午前7時30分～午後6時 | ○ | ○ | 公保 |
| | 92 | 東部 | 羽布町川合 23-2 | 90-3173 | 3-5歳児 | — | 午前7時30分～午後6時 | ○ | ○ | 公保 |
| 旭 | 93 | 小渡 | 下切町下切 10 | | 3-5歳児 | — | 午前8時30分～午後3時 | — | — | 公幼 |
| | 94 | 杉本 | 杉本町三斗成 36 | 68-2701 | 6か月-5歳児 | 0-2歳児 | 午前7時30分～午後6時 | ○ | ○ | 公保 |
| 稲武 | 95 | 稲武 | 武節町神田 96-1 | 82-2025 | 6か月-5歳児 | 0-2歳児 | 午前7時30分～午後6時 | ○ | ○ | 公保 |

14 入園前の諸準備(乳児)

【用意していただくもの】 持ち物はすべてわかりやすく名前を記入してください。

| | |
|---|---|
| <p>○あゆみノート A4 2リングファイル</p>  <p>幅 2cm程度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ご家庭と園との連絡を密にするために、毎日あゆみノートのやり取りをします。 ・中身の様式は園で用意しますので、ファイルの準備をお願いします。 |
| <p>○エプロン (1日3枚使用+予備2枚 (延長保育利用者は1日4枚+予備2枚))</p>  <p>約30 cm 約38 cm なまえ</p> | <p>大きく書いてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェイスタオルを半分に折り、輪の部分から2センチ位下を縫い、そこにゴムを通して首にかけられるようにします。(既製の場合は、スタイではなくフェイスタオル半分くらいの大きさで、且つ厚みのあるものをお願いします)※薄手の物だと服に染みてしまい汚れてしまいます。 ・紐で縛るものや、プラスチックまたは、マイクロファイバー素材でできているものは扱いにくいので、ご遠慮ください。 ・ゴムが伸びたり、汚れがひどくなったりしたら、取り替えてください。 ・2歳児は食事の様子で枚数を減らします。 ※減らす時にはお知らせします。 |
| <p>○おしぼり 縦横 20~30cm</p> <p>(1日3枚使用+予備2枚) (延長保育利用者は 1日4枚+予備2枚)</p>  <p>表 なまえ</p> <p>大きく書いてください</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ハンドタオルを水で濡らして、おやつや食事で使用します。 (20 cm以下のタオルは扱いにくいので大きさの確認をお願いします。) ・乾いたものを所定の場所に入れてください。 ・マイクロファイバーの素材は扱いにくいのでご遠慮ください。 ・名前は縫い付けると取れにくいのでお勧めです。 |
| <p>○汚れ物を入れる袋 (持ち手付き大きめのもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用後のエプロン・おしぼり用…毎日1枚 ・汚れた服などを持ち帰る用(ビニール袋) (複数枚入ったもの) <p>30cm×40cm位 (50枚入りなど複数入ったもの)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・使用後のエプロンや濡れたおしぼり、砂などで汚れた服等を入れます。 ・使用後のエプロンなどを入れるかごで毎日1枚使用します。エコバックのような、洗って使いまわせるものでも構いません。(袋の底に5センチくらいのマチのあるもの)。 ・間違いを防ぐため1枚ずつ名前を書いてください。 |
| <p>○フェイスタオル</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・体やお尻を洗った時などに使用します。タンズの中へ入れてください。 |

| | |
|--|---|
| <p>○オムツ替えマット(毎日1枚+予備2枚) 45cm×55cm位</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・個人用で、オムツ交換のときに使います。 ・1枚はトイレの所定の位置に置き、予備を引き出しに入れておいてください。 ・毎日持ち帰って洗濯をしてください。 ・名前が付けてある方に座ります。 |
| <p>○紙オムツ 紙パンツ (サブスクを利用しない子)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・歩けるようになった子はパンツ式が履きやすいです。 ・名前は前側に記入して持って来てください。 |
| <p>○おしりふき (1袋) (サブスクを利用しない子)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大便などでおしりが汚れた時に使います。オムツかごに入れてください。 ・乾燥防止のため蓋をつけてください。 |
| <p>○ビニール手袋 M 1箱</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・排便のオムツ交換時に使用します。 ・ニトリル、PVC手袋等、<u>ポリエチレン手袋ではないもの</u>を用意してください。 |
| <p>○ビニール袋 (薄手の持ち手なし ポリ袋) 約30cm×約25cm 1箱 (50枚入り等複数枚入ったもの)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・排便時等に使用します。 ・無くなったら補充してください。オムツのカゴの中に入れておいてください。 |
| <p>○オムツ替えマットケースの 消毒用雑巾 (小)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・オムツ替えマットケース入れの消毒時に毎日使用します。 ・小さめの雑巾 (使い古しのタオル等) を用意して下さい。 |
| <p>○体温計</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の検温で使用します。 ・デジタル体温計を用意してください。(予測式で可) ・耳用は誤差が大きい為、使用できません。わきの下で計測するものにしてください。 |
| <p>○帽子</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴムひも、たれ付きで通気性の良い物が扱いやすいです。 ・幼児と同じカラー帽子をお持ちの方は使用していただいても構いません。 ・毎日持ち帰っていただき、週末と汚れた時には、洗濯をしてください。 |
| <p>○靴</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・足に合ったはきやすい運動靴を履いてきて下さい。開口部が広く足の出し入れがしやすいもの。 ・サンダル (クロックスなど)、ぞうり、長靴は歩きにくいので控えてください。靴のかかと部分に名前を大きく書いてください。 |

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者(BABY JOB 株式会社)と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和7年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合は御注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

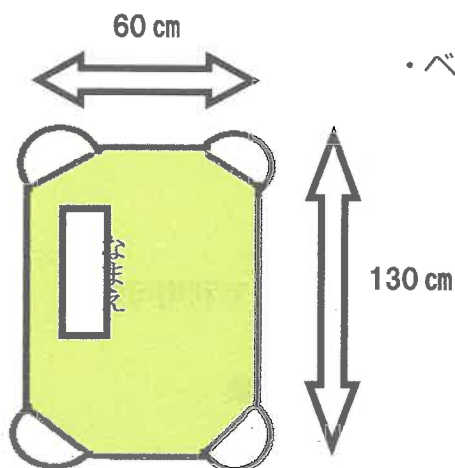
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

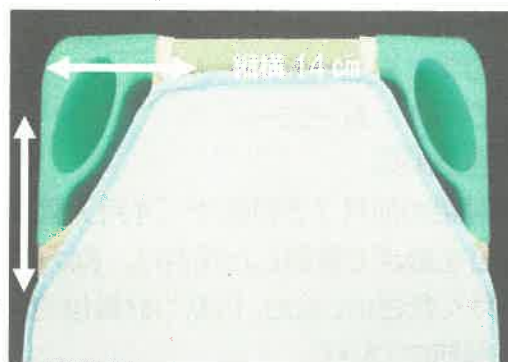
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚 (洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのを市販品又は作成して御準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布 (タオル地、キルティング地など)
 - *ゴム 4本 (目安: 横2~3cm×長さ 35cmほど)
 - *四隅を縦横 14cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】



○掛布団に代わるもの

(夏) タオルケット (冬) 毛布 など季節によって使い分けてください。

※掛布団に代わるものの中央に布名札を縫い付けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・おねしょマットは必要に応じてシーツ入れ袋に入れてください。

◆衣類について

下の表を目安に、お子さんの状態に合わせて、タンスの中に入れておいてください。

☆は上記のもの

〈衣類のタンスの中に入れるもの〉

| 衣服・その他 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|
| 上着（トレーナーTシャツ等） | 3 | 3 | 3 |
| ズボン | 3 | 3 | 3 |
| 肌着（1歳以降ロンパース不可） | 2 | 2 | 2 |
| 靴下 | 1 | 1 | 1 |
| パンツ又は トレーニングパンツ | 必要な時にお知らせします | | 必要な時にお知らせします |
| ☆エプロン（予備） | 2 | 2 | 2 |
| ☆おしぼり（予備） | 2 | 2 | 2 |
| ☆フェイスタオル | 1 | 1 | 1 |
| ☆ビニール袋（持ち手つきの大きめのもの） | 50枚入りなど複数枚のもの | 50枚入りなど複数枚のもの | 50枚入りなど複数枚のもの |
| ☆オムツ替えマット（予備） | 1 | 1 | 1 |
| ☆オムツ（予備） | 5 | 5 | 5 |

〈オムツのカゴの中に入れるもの〉

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|
| 紙オムツ （1枚ずつ前側に記名） | 5～6 | 5～6 | 必要数 |
| ☆おしりふき | 1袋 | 1袋 | 1袋 |
| ☆ビニール袋（小） | 50枚入りなど複数枚のもの | 50枚入りなど複数枚のもの | 50枚入りなど複数枚のもの |
| ☆ビニール手袋 | 1箱 | 1箱 | 1箱 |
| ☆オムツ替えマット | 1枚 | 1枚 | 1枚 |
| ☆オムツ替えマットケースの消毒用雑巾（小） | 1枚 | 1枚 | 1枚 |

◆気をつけていただくこと

○ すべての持ち物に、名前を大きくはっきり書いてください。

- ・薄くなったら再度書いてください。
- ・家庭からはいてくるオムツ・着てくる衣服にも名前を記入してください。
- ・靴下は片方ずつ記名をお願いします。

○ 安全に過ごすために衣服にご協力ください。

- ・つなぎのシャツ（ロンパース）、タイツ、つなぎのズボン、ボタン・ファスナー・カギホックのズボン、ジーンズ、ベルト、レギンス、レッグウォーマーは、お子さんの着脱がしにくいです。ゴムの入ったズボンを着用してください。
- ・フードのついた服は、遊具や他児とひっかかり危険です。
寒い時期には、上着(防寒着)を使用します。分厚くて丈の長いものは、動きにくく怪我に繋がります。薄手の物で、首の後ろに「ち」（ひっかかりところ）をつけてください。

○ 靴下は、滑りやすく危険ですので、靴を脱ぐときに靴下も脱いで、靴の中に入れてください。

- ・乳児室は、室温を調節し、年間裸足保育を行っています。靴をはく時に靴下を使用します。

○ 飾り付きの髪ゴムやヘアピンは怪我や誤飲につながることもあります。ご遠慮ください。

《登園時にすること》

① 石鹸で手を洗う

乳児は抵抗力が弱いので、外部からの雑菌を持ち込まないために、入口にて親子で石鹸を使い手洗いをし、ハンカチで拭いてください。

② コドモンのQRコードリーダーにQRコードをかざし、登園時間を打刻します。

③ 名札を背中に付けます。(入園当初)

④ 検温する・爪を確認する・保育者に連絡を伝える

・保護者の方の膝に入れて、絵本を読み触れ合いながら検温してください。

・検温表に体温と健康状態等を記入し、危険防止のためお子さんに持たせず、保護者の方が体温計と体温表を保育者に見せてください。

・保育者が爪を確認します。爪が伸びている時は、安全のためつめ切りを貸し出しますのでその場で切ってください。

・体調や朝の様子、薬の飲用状況等、受け入れ保育者にお伝えください。

※警告体温での受け入れの場合は、様子をお伝えしたいと思いますので、昼休みなどに園に連絡を入れてください。

⑤ 所持品を所定の場所に置く

おしぼり(各必要数)・エプロン(各必要数)・あゆみノート(成長の記録ノート)

オムツ(各必要数)・オムツ替えマット・帽子・お昼寝用ベッドシート・掛布団に代わるもの

・シート入れ袋・衣類・ビニール袋の補充・使用済みおしぼりエプロンを入れるかごに袋を被せる。

⑥ トイレにて排泄、または、オムツ交換をする。

生活リズムを整え、排便は出来るだけ自宅で済ませてから登園してください。

オムツをしているお子さんは、登園時にぬれていないか確認をしてください。ぬれていたらオムツ交換をお願いします。

⑦ お子さんと離れる時は、急にいなくなって不安にならないよう、「バイバイ。いってきます」と声をかけてあげてください。

《お迎え時にしていただくこと》

① 手洗いをして入室する

② 一日頑張ったお子さんが安心できるよう、抱きしめてあげてください。

③ コドモンのQRコードリーダーにQRコードをかざし、降園時間を打刻します。

④ 名札を外し、所定の位置にもどす

⑤ 所持品を持ち帰る

食事用エプロン、おしぼり(袋ごと持ち帰ります)、オムツ替えマット、お昼寝用ベッドシート・掛布団に代わるもの(金曜日)

あゆみノートは持ち帰り、手紙は目を通して家庭で保管してください。

タンスの中の衣類やオムツの不足分を確認してください。必要枚数を翌朝補充してください。

靴下、帽子、靴(冬は上着)は毎日、持ち帰ってください。

*昼食メニューの写真を毎日コドモンにて配信しますので、ご確認ください。

大便・おう吐物・血液で汚れた衣服の取り扱いについて

大便・おう吐物で汚れた衣服の取り扱いについて

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で大便（普通便・下痢便）、おう吐物で汚れた衣類の固形物を落としますが、その際、保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな固形物だけを落としています。（水洗いはしていません）ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんのでご了承ください。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹼で、しっかりと手洗いをしてください。

血液で汚れた衣服の取り扱いについて

血液は医学的に感染物と考え、鼻出血や怪我等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却しますので自宅での処理をお願いします。

汚れ物があった場合について

汚れ物はトイレの棚の蓋つきのタッパーにあります。お子さんの通園カバンに番号がついた洗濯ばさみがついています。通園カバンについている番号と同じ番号のタッパーの中に入っている汚れ物の持ち帰りをお願いします。

その際、汚れ物を取り出した後、用意された消毒液で雑巾を使って使用したタッパーを消毒してください。

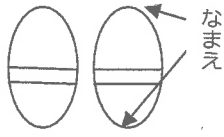
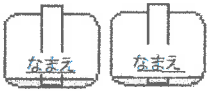
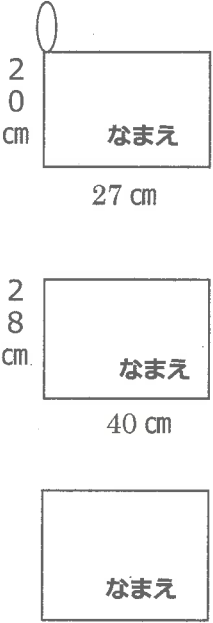
※手順をお知らせしますので、気軽に職員に声をかけてください。

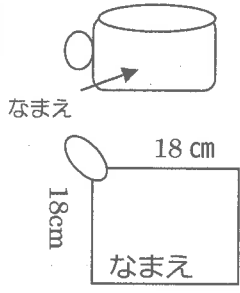

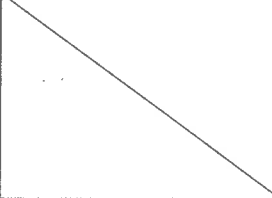


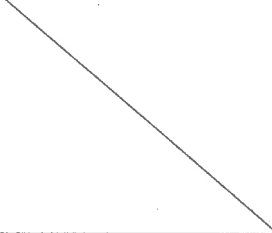
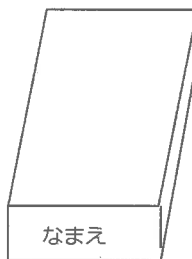

14 入園前の諸準備(幼児)

幼児の生活について

<用意していただくもの> (持ち物は、すべてわかりやすく名前を記入してください)

★印がついているものは まるみや(若林西町六反ヶ坪5-1 TEL 52-3128)で購入ができます。

| | | |
|--|---|--|
| ★カラー帽子 | | <ul style="list-style-type: none"> 登降園時及び園内で使用します。 ご家庭で帽子とタレの内側2ヶ所の白ラベルに名前を書いてください。(防犯のために色の所には名前を書かないでください) |
| ★通園カバン | | <ul style="list-style-type: none"> 園指定の黄色、肩掛け型を使用します。(コップ袋、給食セット袋を毎日入れます) ※自分のカバンの目印に、キーホルダーなどをつける場合は1個のみにしてください。ライトが点くなど、玩具として遊べる物や壊れやすい物、大きい物は、避けてください。キーホルダーにも記名してください。 |
| ★シューズ |  | <ul style="list-style-type: none"> ワンポイントのマークや絵があると、左右や自分の物がわかりやすいです。前の部分とかかとの2ヶ所に名前を書いてください。 毎週末に持ち帰り洗って月曜日に持って来ててください。 |
| 運動靴 |  | <ul style="list-style-type: none"> お子さんが自分で脱ぎ履きしやすく、運動に適したものを ご用意ください。 見やすいところ(甲やかかと)に名前を書いてください。 |
| 箸セット 給食セット袋 ナフキン 手拭きタオル |  | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 給食セットの中身 箸セット、ナフキン、手拭きタオル ※3歳児は、フォークとスプーンのみ </div> <ul style="list-style-type: none"> 給食では、個人持ちの箸セットを使用します。ケースの中に箸、フォーク、スプーンが入っています。毎日使用しますので、きれいに洗って持ってきてください。 名前をしっかりと書いてください。 ※3歳児は、箸の使用の時期にはお知らせします。 ※箸セットは、中学校まで使用しますので、大切に使いましょう。 ナフキンは給食の時、机の上に敷き、食器や箸を置きます。 机のサイズがありますので、指定のサイズで用意して下さい。2~3枚あると便利です。 手拭きタオルは給食の手洗い時に使用します。ハンカチサイズのタオル地のハンカチが扱いやすいです。 |

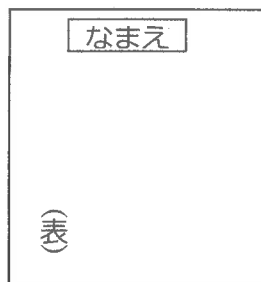
| | | |
|---|---|--|
| <p>コップ</p> <p>コップ袋</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ・うがいをしたり、給食、おやつの時に牛乳やお茶を飲んだりします。底が安定しているもの、割れない材質のコップが扱いやすいです。(毎日持ち帰ります) (サイズ 200 cc前後入るもの、高さ7～8 cmくらい) ・コップ袋はコップが入りやすいように、薄手の布でゆとりのある大きさの袋にしてください。ひもが長めだと出し入れしやすいです。(洗濯をこまめにしましょう) <p>※2～3枚あると便利です</p> |
| <p>ハンカチ</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ・吸水性のよいものを持ってきてください。タオル地が扱いやすいです。 ・ポケットやポシェットに入れて毎日忘れずに持ってきてください。 |
| <p>ポケットティッシュ</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ・ポケットティッシュは、布のティッシュ入れがあるとポケットやカバンから落ちにくいです。 |
| <p>水筒</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ・リュックサックの中に入れることがあります。リュックサックに入る程度の大きさにしてください。 ・衛生面や扱いやすさを考えて、コップ・肩掛けひもつきを用意して下さい。 ・4・5歳児は年間、3歳児は6月頃から、毎日水筒を持って来ていただきます。 ※自分で開け閉めしやすい物、肩掛けしやすい物、扱いやすい物の用意をお願いします。 |
| <p>★はさみ (3.4.5歳児)</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ・はさみとカバーに直接名前を書いてください。 |
| <p>★クレヨン (16色) 3.4.5歳児 ★マーカー (水性8色) 4.5歳児</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ・箱の上蓋、底の両方に名前を書いてください。また、クレヨン、マーカーに1本ずつ名前を書いてください。 ・名前が取れないように記入してください。また、マーカーのキャップ、本体にも名前を記入してください。 |
| <p>道具箱</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ・縦39×横34×高さ13 cmの棚に入れて使います。100円ショップ等で売っているプラスチック製トレイ(かご)をご家庭で購入してお持ちください。 ・底が網目状でなく、縦35×横26×高さ8 cm程度の大きさのもの。 ・棚に入れたときにわかりやすいように、名前を大きく書いてください。 |
| <p>手さげ袋</p> |  | <ul style="list-style-type: none"> ・製作物等の持ち帰り、その他、必要に応じて使います。 ・名前は外側のよく見えるところに大きく記名してください。 |

♣ 弁当日、園外保育に使用します。 ♣

(弁当日は毎回、リュックサックで以下の持ち物です)

| | |
|-------------|---|
| リュック サック | <ul style="list-style-type: none"> ・弁当日に使用します。 ・弁当、水筒、敷物、おしぼりが入る大きさのものを準備してください。 ・見える所にわかりやすく記名をしてください。 ・園外に出かける時に落としたり、引っかかったりすることが予想されるのでキーホルダーをつけるのはご遠慮下さい。 |
| 弁当 おしぼり | <ul style="list-style-type: none"> ・弁当袋は自分で出し入れできるように、ゴム・ひも・マジックテープ等の物にしてください。市販のものでも結構です。 |
| 水筒 | <ul style="list-style-type: none"> ・前記(幼-2)と同じ |
| 敷物 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷物の大きさはお子さん一人が座って弁当を広げられる程度のものがよいです。大きすぎるとたたみにくいです。 |
| ゴミ袋 | <ul style="list-style-type: none"> ・ビニール袋または小さめのスーパーの袋に名前を書いて、持ってきてください。 |

- ・4・5歳児…夏季休業保育期間中(7/21~8/31)の保育を利用する場合はエコバック等の入れ物に、タオルケット2枚をご用意ください。おねしょマットは必要に応じて入れてください。枕は使いません。



中央に布名札を縫い付けてください。

◆気をつけていただくこと

- すべての持ち物に、名前を大きくはっきり書いてください。
- 着脱しやすく、動きやすい服装をお願いします。
 - ・つなぎのズボン、ワイドパンツ、ベルト等、お子さんの着脱がしにくいです。
 - ・フードや紐のついた服は、遊具や他児とひっかかり危険なので避けましょう。
 - ・寒い時期には、上着(防寒着)を使用します。分厚くて丈の長いものは、動きにくく怪我に繋がります。薄手の物で、首の後ろに「ち」(ひっかけるところ)をつけてください。
- 飾り付きの髪ゴムやヘアピンはご遠慮ください。怪我につながることもあります。

3歳児 お昼寝ベッドについて

(運用開始:令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象 公立こども園の0～3歳児

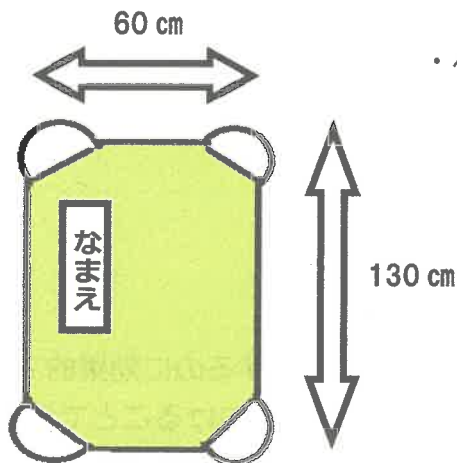
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの(3歳児)

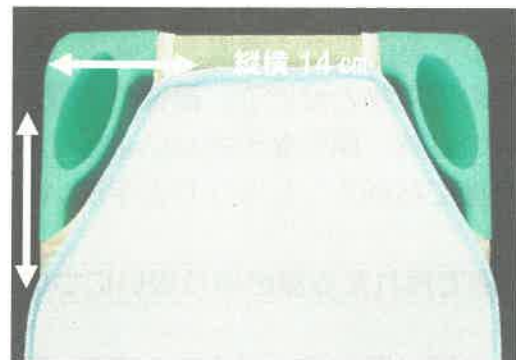
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのを市販品又は作成して御準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布(タオル地、キルティング地など)
 - *ゴム4本(目安:横2~3cm×長さ35cm(ほ))
 - *四隅を縦横14cmほど三角形に折ったものを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】



○掛布団に代わるもの

(夏) タオルケット (冬) 毛布 など季節によって使い分けてください。

※掛布団に代わるものの中央に布名札を縫い付けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・おねしょマットは必要に応じてシーツ入れ袋に入れてください。

大便・おう吐物・血液で汚れた衣服の取り扱いについて

大便・おう吐物で汚れた衣服の取り扱いについて

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で大便（普通便・下痢便）、おう吐物で汚れた衣類の固形物を落としますが、その際、保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな固形物だけを落としています。（水洗いはしていません）ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんのでご了承ください。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

血液で汚れた衣服の取り扱いについて

血液は医学的に感染物と考え、鼻出血や怪我等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却しますので自宅での処理をお願いします。

汚れ物があった場合について

汚れ物はトイレの棚の蓋つきのタッパーにあります。お子さんの通園カバンに番号がついた洗濯ばさみがついています。通園カバンについている番号と同じ番号のタッパーの中に入っている汚れ物の持ち帰りをお願いします。

その際、汚れ物を取り出した後、用意された消毒液で雑巾を使って使用したタッパーを消毒をしてください。

※手順をお知らせしますので、気軽に職員に声をかけてください。